

## 令和5年第11回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 令和5年8月23日(水)午後1時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 201会議室
- 3 出席者 高橋教育長、小林委員、佐藤委員、松井委員
- 4 欠席者 梅田委員
- 5 説明のための出席者  
平岡教育部長、野水教育総務課長、  
小林子育て支援課長、熊倉学校教育課長、森田教育センター長、  
佐藤教育総務課課長補佐、井上教育総務課庶務係長
- 6 傍聴人 1人
- 7 議 題
  - (1) 会議録の承認  
令和5年第10回教育委員会定例会会議録
  - (2) 報告  
報第1号 損害賠償の額の決定及び和解について  
報第2号 小中一貫教育実施状況について
  - (3) 議事  
議第1号 専決処分報告について(市長からの意見聴取について(令和5年度三条市一般会計補正予算(教育委員会所管分)))  
議第2号 市長からの意見聴取について(令和5年度三条市一般会計補正予算(教育委員会所管分))  
議第3号 三条市子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部改正について  
議第4号 三条市自立支援教育訓練給付金交付要綱等の一部改正について  
議第5号 三条市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金交付要綱の一部改正について  
議第6号 三条市遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正について  
議第7号 令和5年度教育に関する事務の点検及び評価結果の市議会への提出及び公表について
  - (4) その他  
次回教育委員会定例会の日程について

## 8 審議の経過及び結果

### (1) 会議録の承認について

高橋教育長から令和5年第10回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定  
(高橋教育長)

この場でしばらく休憩いたします。

—休憩—

—再開—

「報第1号 損害賠償の額の決定及び和解について」と「議第1号 専決処分報告について(市長からの意見聴取について(令和5年度三条市一般会計補正予算(教育委員会所管分))」及び「議第2号 市長からの意見聴取について(令和5年度三条市一般会計補正予算(教育委員会所管分))」は、三条市教育委員会会議規則第33条の規定により非公開とする提案が高橋教育長からあり、全員異議なく非公開と決定

---

### (2) 報告

報第2号 小中一貫教育実施状況について

森田教育センター長が説明(資料2か所の修正)

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

---

### (3) 議事

議第3号 三条市子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部改正について

小林子育て支援課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第4号 三条市自立支援教育訓練給付金交付要綱等の一部改正について

小林子育て支援課長が説明

(松井委員)

指定口座というのは、マイナンバーを持っている、紐付けされている口座のみということなんですか。

(小林子育て支援課長)

支払い口座につきましては、マイナンバーに紐付けされている口座以外にも、例えばゆうちょ銀行でも大丈夫ですし、銀行、信用金庫、全て大丈夫なんですけど、その中で今回マイナンバーに紐付けされました公金の受取口座を指定いただくと、こちらの様式をちよっ

と御覧いただけると分かるかと思うんですが、ここの金融機関名等を記載いただかなくても、ここにチェックを入れるだけでその口座に支払うというような形の改正を行うものでございます。

(小林委員)

マイナンバーカードを活用するための変更という、全く真っ当というか、素晴らしいことだなと思うんですが、こういうことってほかにもたくさんあるんじゃないかなと思って、それはこれからばたばたと出てくるような感じなんではないでしょうか。

(小林子育て支援課長)

これにつきましては、国のほうで公金受取口座を指定できる給付金、できないもの、様々ございます。ですので、実は次の議第5のところのものは、これは公金の受取口座を指定できないものでございますので、できるものにつきましては基本的にはこれから必要な改正が行われるものというふうに認識をしております。

これは国のほうの実施要綱で定められているということで、基本的にはこちらのほうは国の事業に基づいて市の事業として給付金を交付しているものでございますので、国のほうで使用できるもの、できないものそれぞれ決められてきているということで御理解いただければというふうに思います。

(高橋教育長)

その都度にならないと分からないということですか。その都度国が指定してくることによって分かるという。

(小林子育て支援課長)

はい。

全員異議なく原案のとおり決定

議第5号 三条市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金交付要綱の一部  
改正について

小林子育て支援課長が説明

(松井委員)

国の要綱が変更されて、それに基づいたもので、市が決めたわけではないんですけども、通信制と通学制でそれぞれ違うのは分かるんですけど、合格時給付金って、両方合格しているのにやっぱり給付金が額が違うんですね。通信のときは15万で、通学及びあれは30万で、合格すれば同じレベル、あれじゃないかなと思うんですけど。通信だと受講費が安いとか、そういうので金額低いんですけど、合格時もそうなるんですか。

(小林子育て支援課長)

こちらにつきましては、国におきまして通信制のみの場合と通学にかかる場合とで交付金の対象となる入学料や受講料に差が設けられているという認識の下、給付金の上限額に差が設けられたものというふうに認識をしております。

(松井委員)

合格時給付金というのは。

(小林子育て支援課長)

本給付金は、開始時にはトータルの費用の10分の4まで、終了時には10分の4と10分の5を足して10分の9までで、合格した際には10分の10までの給付金をお支払いするというような制度となっています。

(松井委員)

常に受講スタンスの総額を基本にして、合格時もそれに見合った給付金が出ると。

(小林子育て支援課長)

給付金が出るということでございます。

(松井委員)

分かりました。すみません。

(小林子育て支援課長)

説明がちょっとわかりにくくて申し訳ありませんでした。

(松井委員)

いえいえ、分かるんですけども、合格したら一緒にいいのかお祝い金なんじゃないかと単純に思いまして。

全員異議なく原案のとおり決定

議第6号 三条市遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正について

野水教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第7号 令和5年度教育に関する事務の点検及び評価結果の市議会への提出及び公表について

平岡教育部長、熊倉学校教育課長、森田教育センター長、小林子育て支援課長及び野水教育総務課長が説明

(小林委員)

このAとかBとかCとかというのは雲尾先生がつけられた点ですか、それともこちらでつけられたのでしょうか。

(野水教育総務課長)

基本的には自己点検という趣旨でやっていますので、まずは私どもがそれぞれ所管課長が申し上げたとおり、実施状況を振り返った中で自己採点をいたします。その内容について2回にわたって開催した事務点検評価委員会の委員の方からの御意見、御指摘を踏まえた中で、最終的に評価をして報告書案として取りまとめさせていただいたものでございます。

(小林委員)

であればむしろ、僕の印象なんですけど、12ページの「ICT、グローバル化に対応した教育の推進」のところなんかは、比較的数値的に改善されているけれども、目標に達していないというところでBみたいなのは、厳しめにつけられたなというふうに感じました。何かこれは先生方も多くの年代がいる中で、なかなかスキルアップに前向きでない方もいられる現実がある中でも数値が改善しているというのは、むしろAで評価して引き続きでもいいのか、今までやっていることを肯定的に捉えて引き続きやっていけばいいのかなというふうに感じました。

もう一つ、学びのマルシェについては、これは人数が減っているところでCにされているんだと思いますけど、新型コロナ禍という特殊な環境の中での数字の減少なので、Cにするのはちょっと辛いなど、Bでもいいんじゃないのかなというふうに感じました。特に学びのマルシェについてはすごくいい取組だと思っているので、この事業に関わっている皆さんがネガティブな思いを持たないようにも、Cという評価よりはBをつけてあげたいなというふうに感じながら聞いていました。

以上です。

(熊倉学校教育課長)

ありがとうございます。「ICT、グローバル化に対応した教育の推進」のところについてであります。成果指標として2つ挙げておまして、1つが授業中にICTを活用して指導する能力に対する教職員自らの肯定的評価の割合ということで、文科省の調査4項目の平均が70%を超えるという目標を立てて実施したところなんです。昨年度に比べてこれは若干伸びているというところなんですけれども、逆にALT、CIRの勤務状況に対する肯定的評価の割合のほうが若干昨年度よりも下がって、昨年度こちらが非常に高かったんです。目標に対して110%以上の達成率が去年あったものが、100%は超えているんですけれども、昨年度ほど大きな上回る数値ではなかったということも踏まえて、Aの継続ということも慎重に検討したんですが、Bが適当ではないかということの中での判断、評価委員の皆さんも含めた中での判断ということでさせていただいたということです。

(森田教育センター長)

「学校外における学びの機会の充実」、学びのマルシェに対してありがとうございます。この点検に関しましては、令和元年度から令和4年度までの4年間ということで、それぞれ目標値を定めて実績値等の変化を追っている関係で、先ほどお話したとおり、土日開催の部分が始まっているところからの経過を見ているため、どうしても1日開催になっているので、参加数も少なく、また今委員からおっしゃっていただいたように、感染禍の影響もあったかもしれないんですけども、一応そこはあえて厳しく数値の上でそういう評価とさせていただきましたが、このことは、是非指導者の方にお伝えしたいぐらいでありました。ありがとうございました。

(高橋教育長)

それぞれの目標値に対するというところがどういうふうな形で目標を設定するかによってそれぞれ変わってくるというところがありますので、御指摘のとおりだなというふうに思いますし、また今非常にそれぞれ取組に対してみんな意欲が持てるようなコメントを小林委員からいただきましたので、事務局からそれぞれの担当に還元できるように事務局のほうで取り計らっていただきながら、さらに効果的な活動ができるよう進めていただければというふうに思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

全員異議なく原案のとおり決定

---

#### (4) その他

次回教育委員会定例会の日程について

野水教育総務課長から提案があり、教育長が諮り次のとおり決定

〔日時〕 令和5年9月28日(木) 午後1時30分

---

#### 9 閉会宣言 午後2時50分

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

三条市教育委員会

教育長 高橋 誠一郎